練馬区まちづくり条例(平成17年12月練馬区条例第95号) 【練馬区都市計画審議会関連抜粋】

第7章 組織

(設置)

第127条 法第77条の2第1項の規定に基づき、審議会を置く。

(所掌事項)

第128条 審議会の所掌事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 法第77条の2第1項に規定する事項、生産緑地法(昭和49年法律第68号)その他の法令またはこの条例、練馬区景観条例その他の条例の規定によりその権限に属させられた事項およびまちづくりに関する事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (2) 法第77条の2第2項に規定する事項およびまちづくりに関する事項について、 区長に意見を述べること。
- (3) 第100条に規定する調停について調査審議し、調停案を作成すること。

(組織)

- 第129条 審議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員30人以内をもって 組織する。
 - (1) 学識経験のある者 5人以内
 - (2) 区議会議員 9人以内
 - (3) 住民の代表者 13人以内
 - (4) 関係行政機関に勤務する職員 3人以内
- 2 前項に定めるもののほか、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、 審議会に臨時委員若干名を置くことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門の事項を調査させるために必要があるときは、 審議会に専門委員若干名を置くことができる。
- 4 臨時委員および専門委員は、区長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第130条 前条第1項第1号および第3号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合に おける補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議期間とする。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査期間とする。

(会長および副会長)

第131条 審議会に会長および副会長を各1人置く。

- 2 会長および副会長は、第129条第1項第1号の委員のうちからそれぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第132条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第133条 審議会は、第128条各号に掲げる所掌事項に係る調査審議のため必要があると認めるときは、区に勤務する職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第134条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非 公開とすることができる。

(部会)

第135条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項および審議会の議決により付託された事項を処理するため、審議会に部会を置く。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 前項に規定するもののほか、部会に特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、専門の知識および経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 5 部会は、審議会の求めがあったときは、必要な事項を報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の組織および運営について必要な事項は、規則 で定める。

(幹事)

第136条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。
- 3 幹事は、会務について、会長および委員を補佐する。

(庶務)

第137条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第138条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会 が定める。